



内閣府

令和元年8月30日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 外国船舶への集中検査を実施します！！

沖縄総合事務局では、寄港する外国船舶に対して行っている外国船舶監督（PSC：Port State Control<sup>※1</sup>）において、9月1日から東京MOU<sup>※2</sup>及びParis MOU<sup>※3</sup>の域内加盟国・地域と協調して「非常システム及びその手順に関する集中検査キャンペーン」を行います。

我が国を含むアジア・太平洋地域でのPSCに関し協力体制をとっている東京MOUでは、毎年、一斉に域内加盟国・地域において統一したテーマで集中検査キャンペーン（CIC：Concentrated Inspection Campaign）を実施しており、今年もParis MOUと共同で「非常システム及びその手順」をテーマに9月1日から3ヶ月間行われます。

今年のCICは、船舶の非常時に対応する設備及び船員の対応能力に関する欠陥が、これまでのPSC検査指摘欠陥分類の上位5位に含まれており、船舶の安全、海洋汚染の防止を確保するためには、当該要件に関するCICを行うことが有意義であることが認識され、2019年度に、非常システム及びその手順に関する合同集中検査キャンペーンを、次に掲げる事項を確認することを主な目的として、実施することとしたものです。

- (1) 船舶が、海難、海洋汚染及び船舶損傷を防止するため非常時に適切・迅速に対応できる能力を備えていること
- (2) 船舶の安全性に直接の関連を持つ船舶管理会社やマネージャーのような責任のある関係者により必要な予防措置が取られていること、また、それらの関係者に船舶の非常時システムの重要性を認識させること
- (3) どのような非常時であろうとも、船舶に搭載された非常システムが適正に操作され、効率的に管理されていること
- (4) 船舶の船長及び船員が非常時における割り当てられた役割及び責任を理解し、非常事態が発生した場合に即座に行動できるように非常時の状況に習熟していること

沖縄総合事務局においても東京MOU及びParis MOUの域内各国・地域と協調し、沖縄管内の港に入港する外国船舶へ通常のPSCに併せてCICを実施します。

### 1. 実施期間

令和元年9月1日（日）から令和元年11月30日（土）まで

### 2. 対象船舶

沖縄管内の港に寄港する外国船舶を対象とします。

但し、東京MOU域内で既にCICが実施された船舶は対象から除きます。

### 3. 本CICの具体的内容

具体的には、非常用消火ポンプ、非常用発電機、操舵装置などの主要な非常用設備の正常な動作、およびこれらの装置が適切な間隔で維持及び操作されているかどうか、さらに船舶の職員や乗組員が機器の操作や装置を熟知しているかについての確認が行われます。

<参 考>

※1:PSC：日本に寄港する外国船舶に対する立入検査

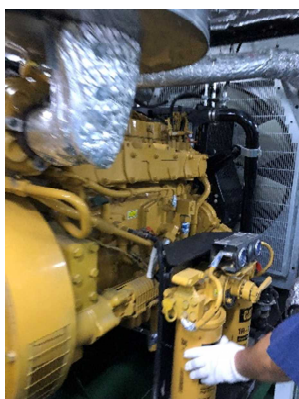
沖縄県においては、沖縄総合事務局に配置される外国船舶監督官が PSC の実務を担当している。

※2：東京 MOU：アジア太平洋地域の国々が協力して効果的な PSC を実施するために、1993 年 12 月に東京において結んだ覚書（Memorandum of Understanding：MOU）

正規加盟国・地域：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マーシャル諸島、マレーシア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、ロシア、ペルー、シンガポール、タイ、バヌアツ、及びベトナムの 20 カ国・地域  
準加盟国：パナマ

※3：Paris MOU：欧州地域の国々が協力して効果的な PSC を実施するために、1982 年 1 月にフランス（パリ）において結ばれた覚書（Memorandum of Understanding：MOU）

加盟国・地域：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス



非常用発電機の運転状況を確認



非常照明の点灯を確認

過去 5 年間の CIC（実施時期はいずれも 9 月 1 日から 11 月 30 日）

2018 年（平成 30 年）大気汚染の防止に関する CIC

2017 年（平成 29 年）航海の安全に関する CIC

2016 年（平成 28 年）貨物固定方法に関する CIC

2015 年（平成 27 年）閉鎖区域立入り及び乗組員の習熟に関する CIC

2014 年（平成 26 年）STCW 条約に基づく乗組員の休息時間に関する CIC

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局 運輸部 外国船舶監督官

担当者：高橋、本田

TEL：098-866-1839（直通）

FAX：098-860-2236



C to Sea プロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→

